

2021年7月15日

GS1 事業者コード貸与規約の改正のお知らせ

2021年8月1日より、GS1 Japan（一般財団法人流通システム開発センター）はGS1事業者コード登録更新制度を改定いたします（詳細は[こちら](#)）。これに伴い、GS1事業者コード貸与規約を改正しますのでお知らせいたします。

改正後の規約は、2021年8月以降にGS1事業者コード登録申請をする事業者、及びGS1事業者コードの有効期間が2021年10月以降で更新手続きをする事業者から順次適用されます。

【改正日】

2021年8月1日

【主な変更内容】

- GS1事業者コードの登録申請料、更新申請料などの料金体系、料金表の変更（第3条、第5条、第10条、第11条、第14条、第19条）
 - ・ 申請料算定区分を廃止し、事業者の年間売上高から各申請料を算定する
 - ・ GS1事業者コードの登録申請料、更新申請料について、支払年数を1年払い又は3年払いの選択制へ変更する
 - ・ 支払年数の選択に応じて、GS1事業者コードの有効期間は1年間又は3年間にて登録、延長される
 - ・ 有効期間3年を選択した事業者へ、1年ごとに登録内容確認を行う
- GS1事業者コードとして貸与する桁数に10桁を追加（第2条、第4条、第7条）
- 短縮タイプGS1事業者コードの貸与制度の変更、GTIN-8ワンオフキーの導入（第10条、第11条、第14条、第18条、第19条）
- GS1事業者コード貸与規約から「U.P.C Company Prefix の登録」に関する条項を分離し、新たに「U.P.C Company Prefix 貸与規約」を制定

上記、2021年8月1日改正GS1事業者コード貸与規約の詳細は[こちら](#)から、2021年8月1日施行U.P.C Company Prefix 貸与規約は[こちら](#)からご確認ください。

以上